内閣衆質一八七第五八号

平成二十六年十一月十四日

国 務 大 臣 内閣総理大臣臨時代理 麻 生 太

郎

衆 議 院 議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」 を政府が公開したことに関する第三回質問に対し、 別紙

答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる「吉田調書」を政府が公開したことに関する第三回質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年十月二十四日内閣衆質一八七第二四号)一についてでお

答えしたとおりである。

二について

御指摘の 「閣議において、質問主意書の答弁書で公表しないと決めたもの」、 「ある時、突然公表する

こと」及び「突然公表した事例」の意味するところが必ずしも明らかでないため、 お答えすることは困難

である。

三及び五について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年十月十日内閣衆質一八七第五号)一から四までについて

でお答えしたとおりである。

四について

_.